

受理	5年陳情第4号	陳 情 者	四国中央市寒川町284番地 宇摩民主商工会 会長 合田 政直
	令和5年8月28日		
件名	インボイス制度の実施延期を求めることに関する陳情		
陳 情 の 要 旨			
<p>【陳情理由】</p> <p>コロナ禍の影響に加え、急激な物価高騰・円安が家計、事業経営を圧迫し地域経済に深刻な影響を与えています。このような中、今年10月1日よりインボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への税負担による倒産・廃業が懸念されます。実施時期が近づくにつれ元請事業者からのインボイス登録の要請が強まる中、事業を継続するかどうか思案している中小零細業者からの相談が増えています。インボイス番号を持たない事業者を取引から排除することが広がれば、地域経済はますます疲弊することになります。</p> <p>消費税については、以前から「免税事業者は預かった消費税を払っていない」とする益税論が存在しますが、「消費者は消費税の納税義務者とは言えない。消費者が事業者に支払う消費税分は商品や役務の一部としての性格しか有しない。」という判決が1990年3月26日に確定しています。益税は存在しません。</p> <p>政府は、インボイスの実施で新たに161万事業者が課税事業者になり、2,480億円の増収になると試算していますが、民間の専門家からは約800万事業者、約1兆円の増税となるという見解が出されています。見方を変えればそれだけの税負担を零細な事業者に強いることとなります。消費税は、フランスで1954年に導入された「付加価値税」であり、その性格は輸出大企業への助成金です。導入当初は取引内容を正確に把握する手段としてインボイスを導入しましたが、現在、記帳・申告は多くの事業所でコンピューターが導入され、現在の「帳簿方式」でも正確な税額を算出することができ、導入後全く混乱することもなく、新たにインボイス制度を導入する必要はどこにもありません。インボイス制度の実施を契機に事業の継続を断念する零細事業者が出れば、現在様々な業種業態で深刻になっている「人手確保」の問題や、大都市と地方の経済格差が広がること、さらには付加価値税としての性格を有する「消費税」は非課税取引である「人件費」を抑制することにつながり、ますます格差を広げることになります。</p> <p>世界ではコロナ禍を契機に「付加価値税（消費税）の減税」を104の国と地域で実施しています。「今やるべきことはインボイス導入ではなく消費税減税」です。</p> <p>以上のことから、下記事項について政府に対し意見書を送付されるよう陳情します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>貴議会から政府に対し、インボイス制度の実施延期を求める意見書を提出してください。</p>			
結 果			